

令和4年6月22日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

総務文教委員会

委員長 森 島 守 人

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 6月22日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、行政視察について視察内容を確認し日程を決定した。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市指定金融機関派出の廃止について、地域防災計画のパブリックコメントの結果について、魚沼ケーブルテレビの今後の在り方について、旧堀之内庁舎1階及び広神庁舎1階の具体的な利活用方針について、ふるさと納税サイト「キャッシュふる」への対応について、学校現場におけるヤングケアラー関連の取り組みについて及び市内中学校の部活動状況について執行部から報告を受け、質疑を行った。

総務文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 3 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書
- (2) 議案第 56 号 魚沼市教育センター条例の一部改正について
- (3) 議案第 57 号 魚沼市情報通信基盤施設管理事業分担金徴収条例の制定について
- (4) 議案第 62 号 広神中学校校舎外部改修工事請負契約の締結について
- (5) 議案第 63 号 財産の処分について（魚沼市デイサービスセンターひまわり）
- (6) 議案第 64 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）
- (7) 議案第 65 号 財産の取得について（小型動力消防ポンプ付普通積載車 3 台）

2 調査事件

- (8) 所管事務調査について
 - ・行政視察について
- (9) 閉会中の所管事務等の調査について
- (10) その他
 - ・魚沼市指定金融機関派出の廃止について
 - ・地域防災計画のパブリックコメントの結果について
 - ・魚沼ケーブルテレビの今後の在り方について
 - ・旧堀之内庁舎 1 階及び広神庁舎 1 階の具体的な利活用方針について
 - ・ふるさと納税サイト「キャッシュふる」への対応について
 - ・学校現場におけるヤングケアラー関連の取り組みについて
 - ・市内中学校の部活動状況について

3 日 時 令和 4 年 6 月 22 日 午後 1 時 30 分

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 桑原郁夫、横山正樹、星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、森島守人、本田 篤、（関矢孝夫議長）

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 高野甲子雄

8 説明員 内田市長、樋口教育長、栴沢会計管理者、桑原総務政策部長、山之内消防長、吉澤教育委員会事務局長、小島総務政策部副部長、古田島消防本部次長、山田秘書広報課長、五十嵐企画政策課長、富永防災安全課長、森山学校教育課長、青柳生涯学習課長、栴沢会計課長

9 書 記 佐藤議会事務局長、星副参事

10 経 過

開 会 (13 : 25)

森島委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開催いたします。
議案、その他の付議事件が多くありますので、委員の皆さんにはご協力をお願い申し上げます。

(1) 議案第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

森島委員長 日程第1、請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。

高野紹介議員 紹介議員の高野甲子雄です。請願第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書の関係でございます。これについては、毎年議会に請願を出させていただき、皆さんからのご理解で、請願書を提出という形でご理解をいただいているところでございます。本年度の請願の関係についても、昨年同様の4項目になります。これについては、子供たちの健やかな学校教育の環境づくりを進めるということで出されている請願でございます。一つには、中学校での35人以下の学級の実現、それから働き方改革ということで教職員の長時間勤務の是正、これに対しては加配の増員、それから少数職種の配置増など、教職員の定数改善を推進すること。三つ目として、各自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。4点目については、教育の機会均等と水準の維持向上のために地方財政を確保した上で、義務教育費の国庫負担制度の国負担分を現在の3分の1から2分の1に還元すること。この4項目の請願でございます。前年度も若干の質疑の後、皆さんのご理解で、請願は満場一致で採択されて送らせていただきました。今年度についても、ぜひ皆さんからのご理解をいただいて、満場一致で請願が採択されることをお願いしまして、主旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

森島委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

遠藤委員 昨年も同様な請願が出て、委員会としては採択になっていると思いますが、何年もこのようなほぼ同じ内容で、完璧なものが進んでいるとか、なかなか進まない現状があるとか、さらに取り組まなければ全然進まない案件だとか、そういった今の現状というのはどうなっていますか。

高野紹介議員 現状的に制度的には、第1項目でありましたように、35人以下学級の関係については、小学校では、ほぼ行き渡りまして、中学校で35人以下ということで第1項で請願要求として出ている状況でございます。加配の関係については、各自治体の努力で、措置していただいていると思います。昨年も、新潟県でどのくらい出ているかということも

お話をさせていただきましたが、そういう形で加配でもって措置をしていきますということですが、これについては自治体の財政負担になりますので、国で責任を持っていたきたいというようなことで、それぞれそういう形で進んでいると私は理解しております。

遠藤委員 小学校の30人以下というのは、あとどれぐらい皆さんが活動すると実現に向かう、ゴール地点というのは今どうなっていますか。

高野紹介議員 30人以下の学級の関係になりますと、組み合わせの関係が、なかなか理解できないんですが、魚沼市で、小学校の関係で現状をお話させていただきたいと思います。湯之谷小学校では3年生が38人、特別支援学級は5人のために通常学級が33人となって1クラス、4年生が36人で特別支援学級が3人で、33人の1クラスという現状があります。小出小学校の2年生は70人で特別支援学級が11人のために通常学級が59人、現状35人の2クラス、5年生が69人、特別支援学級が4人のために通常学級が65人で、現状35人と34人の2クラスというような形で、堀之内小学校にもそういう形でのクラスは、1年生、2年生、3年生、5年生とあります。中学校の関係で私が聞いているのは、堀之内中学校で3年生が71人で特別支援学級が5人のために通常学級が66人ということで、現状36人と35人の2クラスとなっていると聞いております。

遠藤委員 現状は分かりました。まだ魚沼市内においても、中学校と小学校では35人以上の学級があるということで、さらに活動として取り組んでいく必要があると理解いたしました。あわせて、今、教職員のなり手不足といえますか、加配の関係は大分話に出ておりますけれども、そういったことの処遇改善等への取り組み等は、この団体等は行うのですか。

高野紹介議員 第2項目の長時間労働を緩和するために加配の増員、それから少数職種というのは、図画工作などそういう形の職種だと思うんですが、配置など教職員の定数改善、これは国の急務になると思うので、それに対する要望、あとは自治体で独自にそういった加配をする場合については、自治体の財政負担になりますので、各自自治体の財政によってその措置ができるできないということになってきますので、それは教育の機会の均等ということで国でやってくださいというのが第3項目に当たるのではないかと考えております。

森島委員長 紹介議員、今言いましたけれども、少数職種というのは事務職あるいは栄養職員等ということで答弁をされたということでよろしいですね。

高野紹介議員 私は、そういう形で理解しております。

星野委員 請願代表者が南魚沼市のほうであります。南魚沼市では既にこの請願の採択が終わっているようでもありますけれども、こちらの結果が分かるようでしたらお願いします。

高野紹介議員 今年度の関係については、私は直接把握はしておりませんが、昨年については請願採択され、意見書を提出されていると聞いております。

星野委員 今回の結果は存じ上げないという理解でよろしいですか。

高野紹介議員 昨年度も採択されていると聞いておりますので、今年についても採択されているのではないかと感じております。

星野委員 少子化の影響で、既に30人以下となっている市内小中学校がほとんどではないかと思えます。先ほど、31人以上となるクラスが湯之谷小学校ですとか、小出小学校ですとか、いくつか紹介がありましたけれども、全体的には31人以上となる学級が小学校や中学

校にいくつあるのか、どちらの学校であるのかというところまで教えていただけたらと思います。

高野紹介議員　私が分かっている分については、先ほど言いましたように、湯之谷小学校で6学年ある中で、今の実態になっているということと、小出小学校で2学年、1年生と5年生、堀之内小学校で1年生、6年生が各1つの学年ということで、この35人なりの学級で措置をされていることです。堀之内中学校は3年31人で、特別支援に5人、通常学級66人で、現状36人と35人の2クラスになっていると聞いております。

星野委員　小学校で31人以上となる学級がいくつか、中学校で36人以上となる学級がいくつかという質問にするとどうでしょうか。

高野紹介議員　具体的になりますと、即答できる状態ではございません。

星野委員　では、加配の教員の人数が分かれば、小中学校でどのようになっているか、それぞれ教えてください。

高野紹介議員　私の記憶だと、昨年少し教育委員会から協力をいただいて、2、3名増員になったと思っています。具体的な数については、3名になったのか5名になったのか定かに記憶をしておりません。

森島委員長　これは傍聴者もおりますので、確かな数字がやはり必要だと思いますので、紹介議員が退席後に、教育委員会にお話をさせていただきたいと思います。今のが、3人、4人ということではないと思いますので、令和4年度はもっと多い加配を設置していると思いますので、後ほど教育委員会から報告をいただければと思います。他にございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終決いたします。紹介議員はご退席願います。(紹介議員退席) 続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

大平委員　1点聞かせてもらいたいです。3つ目、自治体で国の標準を下回る学級編成基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減を行わないことを求めています、標準を下回ると加配の削減が現場サイドでは実際に行われるのか、その実情が分かりましたら聞かせてもらいたいです。

樋口教育長　少人数指導の加配という制度がありまして、通常の学級数プラス1人、35人以上の配置となりまして、国語、算数を学級編成とは別に3集団に分けて、きめ細やかに指導をするための加配がありますので、学校は、そういうものを活用して学級編成を常に3学級編成にして小集団で実施をしようという活用方法の事例は現場ではあります。

大平委員　現場サイドの話は分かっているのですが、自治体で国の標準を下回る加配の削減が行われているのかどうか。そういう法律とか政令とかという形になっているのかは分かれますか。

樋口教育長　国は、学級編成基準を従来ですと標準法で40人でしたが、新潟県は独自に35人学級を早めに組んでくれたわけです。県で国の標準を下回れるような弾力的運用のための加配をしてくれていたという理解でしたので、実施をしていたと思います。

大平委員　この加配の削減の要求事項は、加配の削減を行わないで下さいということを書いてあるので、実際に加配の削減が運用上行われているのかどうかというのを確認したかったんです。今、加配をされているということなので、これだと文書的に逆じゃないかと思いました。標準を下回るところは加配をしているんだけど、標準を下回るところは加配の

削減を行っているのではないかと、文面だとそうなっているのかと思うんですが、これは実際には削減を行っているんですか。

森島委員長 本来ならば、大平委員がこの質疑をするのであれば、高野紹介議員に聞くべきものであらうと思いますけれど、魚沼市の現状として教育長からお願いしたいと思います。あくまでもこれは学校の裁量でやられる部分があろうかと思いますが、そういうことも含めながらお願いしたいと思います。

樋口教育長 この文面ですと、今実際にそういう運用をしているので、これ以上その加配の削減をしないで欲しいという請願なので、私はこの文章で合っていると思っております。

森島委員長 では先ほどの、魚沼市の加配の配置数について、令和4年度の現状をお願いしたいと思います。

吉澤教育委員会事務局長 それでは、令和4年度の加配の教員の配置数について申し上げます。小学校では、全体で14名、中学校では、9名でございます。

桑原委員 確かに人数は減ったほうが先生としては教えやすいのかも分かりませんが、教職員の成り手がいないという話もありました。この議題の資料の中に1クラス25人以上という文言がある中で、それが具体的にはどういう方向に向かうのかということと、教育長が進められているコミュニティスクールがしっかりした中であれば、先生の数は関係ないかもしれないけれども、ここに書いてある貧困、いじめ、不登校は学校の問題ではなく、家庭や地域の問題であって、そういうことが問題で先生がどうのこうのというのもおかしいと言うわけではないですが、そういったこともあるので、今のこの先生の数とコミュニティスクールの関係が分かれば説明していただけますか。

樋口教育長 小中学校での1学級編成の人数をどのくらいにするかという点では、先ほどお話をさせていただいたように、国の標準法というものが定まっていまして、それが従来40人だったわけですが、2021年の法改正で35人学級を順次毎年1学年ずつ増やしていきましようということなので、現在小学校3年生まで35人になっています。来年が4年生、次が5年生にいくんですが、中学校についてはまったく触れていないので、この請願は中学校にも30人、35人学級を進めて欲しいという請願が第一だと思います。1学級が果たして何人ぐらいが適正なのかというのは、いろんな考え方がありますが、諸外国は非常に少なめで20人と聞いております。学校で教師が学級担任として指導していく際に、従来の40人というのはやっぱり多かったですし大変だろうと思います。しかも現在は、感染症の部分もありますし、それから、何々教育と言われる非常に多い教科以外の様々な指導事項も増えておりますので、1学級の人数は個人的には30人とか25人とかでもいいと思っております。そのほうが、きめ細やかに教師が子供たちを見れるということです。それからもう1点は、学級数に応じて配置される教員の数が決まってきます。1学級規模が少なくなって、学級数が増えれば教員の数も増えますから、そういう点で様々な事態に対応できる。マンパワーが学校に1人でも多く配置されるということは、学校にとってとても大きな力になりますので、そういうマンパワーを増やすという意味でも1学級の人数は少なめにコンパクトにしていったほうが良いと考えているところです。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終決いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定いたしました。これから請願第3

号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を採決いたします。お諮りします。本件は採択することにご異議ありませんか。

(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第3号は、採択すべきものと決定されました。本請願を採択といたしましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議をいたします。意見書(案)を配布いたします。(意見書案配布) 配布漏れはありませんか。(なし) それでは意見書案について議会事務局長に朗読をさせます。

佐藤議会事務局長 (意見書(案)朗読)

森島委員長 お諮りします。ただいま局長から朗読のあった意見書案でご異議ありませんか。

(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をされました。

(2) 議案第56号 魚沼市教育センター条例の一部改正について

森島委員長 日程第2、議案第56号 魚沼市教育センター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定をいたしました。これから議案第56号について採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第56号 魚沼市教育センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第57号 魚沼市情報通信基盤施設管理事業分担金徴収条例の制定について

森島委員長 日程第3、議案第57号 魚沼市情報通信基盤施設管理事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定いたしました。これから議案第57号について採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第57号 魚沼市情報通信基盤施設管理事業分担金徴収条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第62号 広神中学校校舎外部改修工事請負契約の締結について

森島委員長 日程第4、議案第62号 広神中学校校舎外部改修工事請負契約の締結について

を議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定をいたしました。これから議案第62号について採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第62号 広神中学校校舎外部改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第63号 財産の処分について(魚沼市デイサービスセンターひまわり)

森島委員長 日程第5、議案第63号 財産の処分について(魚沼市デイサービスセンターひまわり)を議題といたします。本件は、財産処分の前提となる行政財産から、該当施設を外すための条例改正、議案第59号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正については、産業厚生委員会で審議をいたしますので、財産処分の部分について本委員会でお願いをするところであります。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員 社会福祉法人の解散及び事業の縮小の際の財産処分についてでありますけれども、一般論としてどのようにされるのかお伺いしたいんですけれども、例えば社会福祉法人が解散する場合は、その財産というのは国に帰属するものなのか、あるいは個人の所有となるのか、お伺いするものであります。

桑原総務政策部長 あくまでも一般論の話ということでお答えをさせていただきますが、譲渡契約を結びますと、その後、当該法人によって当該資産については登記を行うということになるかと思えます。そうしますと、市の手を離れて、財産自体が所有権が移りますので、今度はその当該法人によってそれが解散した場合についての帰属についての取り扱いについては、あくまでもその当該法人において決定すべきものと捉えております。

本田委員 そうしますと、社会福祉法人なんで、社会福祉法の下での財産の処理になると思うんですけれども、そこに対して、市は手を離れたから関与しないというような解釈でよろしいですか。

桑原総務政策部長 お見込みのとおりでございます。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定いたしました。これから議案第63号について採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第63号 財産の処分について(魚沼市デイサービスセンターひまわり)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第64号 財産の取得について(小型動力ポンプ付水槽車)

(7) 議案第65号 財産の取得について(小型動力消防ポンプ付普通積載車3台)

森島委員長 日程第6、議案第64号 財産の取得について(小型動力ポンプ付水槽車)及び日程第7、議案第65号 財産の取得について(小型動力消防ポンプ付普通積載車3台)の2件を一括議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 議案第64号、議案第65号とも補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定いたしました。これから議案第64号について採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第64号 財産の取得について(小型動力ポンプ付水槽車)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に、議案第65号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第65号 財産の取得について(小型動力消防ポンプ付普通積載車3台)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで市長は退席をお願いします。お諮りします。日程の順序を変更し、日程第10、その他を先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第10 その他を先に審議することに決定しました。

(10) その他

・魚沼市指定金融機関派出の廃止について

森島委員長 日程第10、その他を議題といたします。まず魚沼市指定金融機関派出の廃止についてを議題といたします。本件について執行部に説明を求めます。

栢沢会計管理者 今年3月の総務文教委員会で指定金融機関の派出の廃止について状況を説明させていただきました。これまで指定金融機関である第四北越銀行と継続に向けて協議交渉を行ってまいりました。複数回の協議の結果、銀行側からは8月1日に廃止をしたいという提示がありました。再度、市の状況等も訴える中で、銀行側からの提示を9月1日まで延長することができました。9月1日廃止については受け入れたいと考えております。廃止に対応するための具体的な事務は、現在調整中であります。派出撤退後の窓口現金収納業務は市職員で対応し、市民の皆様にはこれまでどおり、会計課の窓口で市税等の支払いをしていただけるように対応し、支障を生じさせないように対応したいと考えております。

森島委員長 今ほどの説明に、これから質疑を行いたいと思いますが、質疑はありませんか。

桑原委員 県内の市町村の状況が分かれば教えてください。

栢沢会計管理者 今現在、11市町村で第四北越銀行が派出を行っておりますが、全てを今年度中に撤収、撤退をするということで銀行側からの説明を受けております。

大平委員 廃止をするするということについては、いたし方ないということだと思いますが、

職員の方が現金を扱ったり、庁外に持っていたりということに対しては、昨今、不祥事が相次いでいるのが報道等であるので、ここは非常に慎重に対応することが求められていると思うんです。廃止する後に、どういう対応をさらに加えて、安全な現金の扱いについての厳格化、職員のモラルはもちろんですけど、そういう不祥事、あるいは不正が行われないようにするための歯止め策を改めて伺いたいんですが、どのようなことをお考えですか。

梶沢会計管理者 全て銀行の派出が、収納を行っているわけではありませんので、現金の取り扱いは今も職員はしております。ただ、現金の扱いについてはこれからまだ調整といえますか、どういうやり方でやるのかというのを協議調整していかなければいけませんけど、指定金融機関である第四北越銀行は変わりなくそのまま業務を行いますので、日に一度ぐらいのはこちらへ来るとか、その辺はこれからの調整になりますけど、委員がおっしゃるように、いろいろなところで不祥事が起きていますので、その辺の徹底という部分は十分検討していきたいと思います。

大平委員 今後は不正を行われないように徹底をするということだとありますが、当市でも公金外の不正の扱い事件が起きましたので、市民の目線も非常に厳しい中で、繰り返して起こしてはいけない案件の一つだと思いますので、ぜひ慎重に扱っていただきたいし、銀行の行員の方がこちらに来るということを少しおっしゃったような気がするんですが、そこは具体的にはこちらに来るという条件はもう決まっているんですか。そこは頻度は別として、そういう取り組みが、今後廃止以降にも行われることになるということですか。

梶沢会計管理者 その部分についてもまだ協議中ではありますが、1日1回はこちらに来るという方向で調整を行っております。どの時間に来るかというところまではまだ決まっていませんけど、その辺を市の現金の取り扱い状況に合わせて、より良い時間といえますかそういうときに対応してもらうような形で、今、協議を進めているという状況です。

森島委員長 他に質疑はございませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。本件については以上といたします。

・地域防災計画のパブリックコメントの結果について

森島委員長 次に、地域防災計画のパブリックコメントの結果についてを議題といたします。

資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。4月15日の総務文教委員会におきまして、当計画案につきましては、改正概要についてご説明をさせていただいたところでございます。この魚沼市地域防災計画案及び魚沼市水防計画案のパブリックコメントの結果についてご報告をさせていただきますが、本計画案に対するパブリックコメントについては、4月27日から5月26日にかけて募集をさせていただきました。その募集したところ地域防災計画について、お一人の方から2件のご意見が寄せられたところでございます。内容につきましては、資料のとおりでございます。

(資料「魚沼市地域防災計画(案)及び水防計画(案)に対するパブリックコメントへの対応」により説明)

なお、地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づきまし

て、防災会議において作成することが定められておりますので、本案について7月に書面決議で予定しております魚沼市防災会議で決定をいただき、成案としたいということで考えておるものでございます。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）では、反映するもの、今後の検討課題にするものについてはお願いをしたいと思います。なければ、本件については引き続き調査することでご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定をいたしました。

・魚沼ケーブルテレビの今後の在り方について

森島委員長　次に、魚沼市ケーブルテレビの今後の在り方についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　こちらにつきましても4月15日の総務文教委員会におきまして、魚沼ケーブルテレビ事業の今後の在り方検討に係るスケジュール等についてご説明をさせていただいたところでございます。具体的な検討作業に向けた現状課題、それから意向調査の実施概要について、今回整理をいたしましたので、資料をもとにご説明をさせていただきます。まず、市内におけるテレビ難視聴の状況と受信方法の実態から順に、秘書広報課長に説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

山田秘書広報課長　（資料「魚沼市テレビ難視聴地域対策等（イメージ図）」、「魚沼ケーブルテレビの今後の在り方について」により説明

森島委員長　質疑については休憩後とさせていただきます。ここでしばらくの間休憩といたします。

休　　憩（14：35）

再　　開（14：45）

森島委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。今ほど秘書広報課長から説明がありました。このことについて、質疑のある方はお願いをいたします。

桑原委員　市報とか掲載して、アンケートなり取るような形で受け取ったんですが、この前、渡辺議員から民間の業者のことで、民間のJ C V等に、そういう依頼をしたほうが早いように感じるんですが、そちらとのやり取りは、どういうところまで進んでいるのか、ないのかあるのかを含めて聞かせてください。

桑原総務政策部長　民間事業者側のサービス展開につきましては、こちら側で誘致をするとか、事前に話をするとかという話はございませんので、あくまでも民間事業者側から、こちらに相談が来れば、それに応じて協議をするという程度で、あくまでも判断は民間事業者側になるかと認識をしております。

星野委員　大変丁寧な資料と説明をいただきありがとうございます。一般質問で質問されていた内容と重なるところもありますが、わかる範囲でお聞かせください。J C V（上越ケーブルビジョン）さんが十日町市に進出することになった経緯がわかるようでしたら教え

てください。

桑原総務政策部長 この J C V（上越ケーブルビジョン）さんにつきましては、市で誘致をしたということではないようであります。あくまでも民間事業者である J C Vさんから、十日町市に拡張したいというようなことで話があったということでございました。

星野委員 J C Vさんから、エリアを十日町市に拡大したいというお話でわかりました。J C Vさんが、十日町市でサービスを提供するにあたり、ハード面とソフト面での支援があったのか、もしくは、これから支援の予定があるのか、その辺わかるようでしたらお願いします。

桑原総務政策部長 これも先方に確認をさせていただきましたところ、十日町市側から民間事業者側への支援は行っていないということを確認しております。

星野委員 支援はないということでしたが、十日町市が J C Vに市の独自番組を制作する場合の委託料はどのようなものなのかをお願いします。

桑原総務政策部長 この独自番組というところは、市は J C Vさんには委託をしていないということございまして、あくまでも民間事業者である J C Vさんが独自に制作をしているということを確認しております。

星野委員 では、そのほかに十日町市が J C Vに対して予定しているような財政支援などがありますでしょうか。

桑原総務政策部長 確認している限りでは、財政支援、財政支出の部分はないということを確認しております。

本田委員 ここでの報告というのは、いわゆる残せる議論だと思っています。全く見ない人から見れば、これだけの巨額のお金はいかがなものかというところは、当然出ると思うんですけれども、ある程度の費用は、投入してもやるべきなんていうのは私も思うところであります。ただ、やはり残さないほうの視点というのもあっていいのかと思っています。そういった意味では、アンケートについて伺いますが、アンケートは基本的に残せる方向でやっていますけども、逆になくなったらどうなるかの質的疑問項目があってもいいと思うんですがいかがですか。

桑原総務政策部長 まずこのアンケート意向調査が残せることを前提とした議論ということでの指摘であります。必ずしもそういうことで作成している意図はございませんし、意向調査するにあたりましては、当然ながら現状をわかっていただかないと答えていただけないということもあろうかと思しますので、一緒にこれを出す際に、今お示しをした例えば、このカラー刷りの資料の部分ですとか、そういった実態をまずご理解いただくための資料として意向調査にしたいということは考えておるところでございます。

本田委員 実態がよくわかってもらうようにというような説明がございました。そこにおいて、ではどうするんだという話があってもいいのではないかと思います。情報通信技術のことに次世代、その次の世代のビジョンというのが示されていると思うんですけれども、そういったものを示すこともまた必要かなと。ただ、示すには当然、我々も研究しなければならないところもあるかもしれませんが、そこもあっていいのかなと思うんですがいかがでしょうか。

桑原総務政策部長 行政の役割というところを鑑みた場合に、確かに市内で情報通信格差があるといったところは是正しなければいけないということで、ハード面での対応ですとか、

情報通信格差是正に向けた必要なサービスというところは考えていくべきだと考えていますけれども、それ以外の部分として、今やっている現状をまずはご理解いただいて、そこから先どう考えるかというところが、この意向調査でまずは入っている方々が、その後、料金がどういったことになるかというところも踏まえた中で、さらに議論を重ねる必要があるのではないかと考えております。したがって、この意向調査をしたからといって、すぐ委員が先ほどおっしゃったように、まず残すことを前提としたものでもありませんし、やめることを前提とした意向調査でもございませんので、まずは入っている方々、それから市民の方々がどう思うか、それを見た上で議論していきたいというもので捉えております。

大平委員　今のことに加えてという形になるかもしれませんが、設問が残すわけではなく、現状をどう考えてみているか、現状の調査ということだと思いますが、特に利用されていない方、私は非常に堀之内地域以外の方はケーブルテレビが整備されていて、自主放送をされていることすらもよくわかっていないのかなと。そのことについて、情報格差というよりはどうなんだろうという、そもそも入り口のところで大分わからない方が圧倒的に多いかなと推察されるんですが、これは改めて問うということじゃなくて、今まで平成18年からスタートして、全市的には21年度ということですけども、随分年数がたっているわけなので、経年的に移行をつかむという努力は当然されてきたと思うんですが、利用されている方、そしてなぜ利用しないのか、あるいは全市展開することを望むというようなことを含めて、やはり今までのことと、実際に過去にやったことについての継続性というか、市の加入者や未加入者の継続性で意向をつかんでいる、そういう中の一連の関係の調査なんだという意味合いなのか、突如としてこれを出すと、多分加入されている方は、ひょっとしたら何かあるかなと、勘ぐりたくなるかなと、そういう状況もあるので、この入り口は結構大変かなと思うんですけど、今までにこういう調査は何回かされてきていますか、それともされていないですか。

桑原総務政策部長　このような質問内容とはまた違う形で意向調査を行ったことがあるということは確認をしております。

大平委員　それは、利用者の方に対してですか。

山田秘書広報課長　平成23年度頃に、またこの同じような議論なんですけれども、継続するかどうかということも踏まえた中で、未加入者の方にも全域で調査を実施したという経緯がございます。

大平委員　するのであれば、前回調査を比較できる、設問内容が違えば当然あれなんですけれども、だいたい傾向がよくつかめるという中身ではいいと思いますが、特に利用されていない方については、ケーブルテレビというのは何なのかということとか、周知が今までされていないことのほうが問題かなと、今後の方向性の前に、それが市民的には問題だし、いきなりこれを出されても、恐らく先ほど本田委員が言ったような形にとらわれかねないと思うので、ここは、いきなりというよりは、実際に現状をきちっと意向調査と同時に出すのでなくて、段階を経てやったほうがいいのではないかと個人的には思います。いきなりこれと資料をくっつけて意向を聞くということは、特に利用されていない方々に対しては、もうちょっと丁寧にしたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、そこら辺についてやり方はどうですか。

桑原総務政策部長　委員おっしゃるような段階を踏んでということになりますと、現状お伝えするという段階でも、これは何だと疑問を持たれる方がいらっしゃるの、当然出てくるとも想定されますので、それであれば設問の内容も含めた内容のところで、いろいろ出し方について工夫をしてみたいと思っておりますが、基本的には年内にある程度意向調査は集約したいといった考えはございますので、お示ししたスケジュールの中で対応させていただきたいと考えております。

遠藤委員　これまで堀之内を中心に行ってきたケーブルテレビということで、情報サービスの在り方についても、いろいろな手法価値観とも違って来る中で意向調査を実施し、これまで行ってきた事業が今後も行われるか、そんなことを確認するための意向調査ということではよろしいですか。

桑原総務政策部長　今は、現状サービスを受けている方々に対しても、実際に4K放送ですとか8K放送、そういったサービスが対応できないような状況にございます。まず、そういったところもご理解いただく必要があることと、あわせて、将来的に経費負担を伴うものでありますので、どういったことがいいかというところを、まずは議論を広げたいということで、今回このような形をとらせていただきたいものでございます。

遠藤委員　確かに先ほど説明をいただいた資料によりますと、全市展開するにしても高額の負担がかかるし、仮に今の現状をやるにしても特定の地域のためのサービスで固定していくためにも、視聴を得られない方々の負担もいただきながら、今後の展開をしていかなければならない可能性があるのと、そういったことの中で、議論が必要だと、その底値を広げながら、皆さんの意向調査をしたいということだと思っておりますけれども、サービスとして与え受けられる部分と、それができるかできないかというインフラ部分というのを分けて考えていく必要があるのかと考えていますが、サービス提供の在り方も今後いろいろな手法があるし、また民間事業者の参入等もあれば別として、インフラ的にはどういった事業者がこの市で展開していきたいと言ってくる、ある程度可能な状態にはあるということではよろしいですか。

桑原総務政策部長　インフラの部分で申し上げますと、既にNTTをはじめとした民間のインフラは通っておりますし、そこはNTT等の民間事業者が整備していないところについては、市で整備をさせていただいておりますので、ある程度の基盤が整っていると認識しております。あとは、民間サービスがそれを使ってどう行っていくかというところの議論になると思っております。

遠藤委員　最初の入り口は、難視聴対策ということで、堀之内の事業でありました。今、これを見ると、難視聴対策の中には共同アンテナの方式と地デジの再送信の関係でカバーしている部分があるということですが、この難視聴対策というのは市の課題として、今後例えばケーブルテレビ運営とは違った形でも、難視聴対策は市の責任としてやっていくということは間違いないでしょうか。

桑原総務政策部長　難視聴対策ということで申し上げますと、堀之内地域でいえば、市が関わってやってきたところでございますので、その辺は配慮すべきであろうと考えておりますが、他の地域では先ほど資料にありましたように、共同アンテナで対応している地域もございます。そういったところは市の負担がありませんので、そことの格差というところについては、これからの議論も必要になってくるのではないかなと思っております。

遠藤委員 難視聴対策については、市でこういった形であれ、そこはカバーしていく責任もあるし、取り組む必要があるということですが、インフラ的に整っているということは、仮に先ほどの十日町市のように自ら手を挙げて、民間事業者が魚沼市内に展開したいということになった場合には、その事業が民間の責任において一時放送をやったりする分については市とすると特段問題がないし、そこに費用負担がなくても、民間業者はそこで事業展開をやることなので、それに対する何かぶつかり合いの話も出てましたが、その辺の問題というのは出てこないんですか。

桑原総務政策部長 民間事業者さんがやろうとするサービスについて、行政側でそれをだめだとか、ストップをかけるといったことはできないかと思いますので、それはあくまでも民間事業者さんの判断と責任で持って行っていただくということになろうかと思っております。

遠藤委員 仮に今、堀之内地区だけですけれども、ケーブルテレビさんが今後も事業をやりたいが高額なお金もかかるといった相談があったときには、アイデアもあるのかないのかは不明ですが、そうなった場合は、予算的にも相談とかに応じたりとか、またそのアイデアをいただいて一緒にやろうとか、そういった進む道もあるんですか。

桑原総務政策部長 具体的にどういった内容が提案されるかというところは、それを見てみないとお答えできない部分もありますが、基本的には、その部分も民間のサービス業務と捉えておりますので、市でそれに関わるというところについては慎重にいくべきではないかと考えています。

森島委員長 他にございませんか。（なし）なければこれで質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査することでご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定をいたしました。

・旧堀之内庁舎 1 階及び広神庁舎 1 階の具体的な利活用方針について

森島委員長 次に、旧堀之内庁舎 1 階及び広神庁舎 1 階の具体的な利活用方針についてを議題といたします。まず、旧堀之内庁舎 1 階の具体的な利活用方針について執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長 それでは、旧堀之内庁舎 1 階の利活用の方針について、企画政策課長から説明させますので、よろしくお願いします。

五十嵐企画政策課長 それでは私の方から旧堀之内庁舎 1 階の進捗状況について、資料を用意しておりませんが、現在の状況をご報告させていただきます。旧堀之内庁舎 1 階につきましては、4 月 15 日の本委員会におきまして、整備方針と平面図を基に説明をさせていただきましたけれども、現在は、それをもとに改修工事の設計業務の発注の準備を進めているところであります。それから、この物産館につきましては、観光面が強い施設になってくると思われますので、今後、観光課で事務を進めてまいりますので、それもあわせてご報告いたします。旧堀之内庁舎につきましては以上になります。

森島委員長 続きまして、広神庁舎 1 階の具体的な利活用方針について資料が配付されておりますので執行部に説明を求めます。

青柳生涯学習課長 （資料「魚沼市文化財展示室（仮称）整備計画（案）」により説明）

今後の事業のスケジュールでございますが、今年度、設計の契約に入りまして、5年度改修工事、翌年度供用開始をしたいと考えております。

森島委員長　　今ほど堀之内庁舎並びに広神庁舎の説明がありました。まず、最初に資料はありませんが、堀之内庁舎についての質疑はありませんか。（なし）質疑がなければ、広神庁舎1階の今ほどの資料について質疑がございましたらお願いをいたします。

桑原委員　　資料の平面図の赤枠の中に、全てこの移設機能、文化財の活用、展示からくつろぎの場まで全部入るということでもいいですか。

青柳生涯学習課長　　その予定でございます。この赤枠が全部で約450平方メートルになります。ただ、くつろぎの場は、先ほどもご説明申し上げましたが、隣接する広神コミュニティセンターも含めて検討したいと考えております。

桑原委員　　学習センターを建てた後に、様子をみますと書いてありますけれども、それを見て様子が悪ければ休憩スペースができないということですか。

青柳生涯学習課長　　広神庁舎の1階の文化財展示室に全く休憩場所を造らないというわけではございません。打ち合わせのスペースと事務的な部分で用意したいと考えておりまして、そこの部分を打ち合わせに使わない場合には、来場者の方も休憩ができるような場所に使いたいというような形で考えて設置したいと考えております。

大平委員　　赤枠の中で、庁舎の入り口のところは、こういう文化財の施設なんかは、外観というのはすごく大事だと思います。入り口の部分で、この中だと、入り口は全く変えないのかと見受けられるんですが、そこは何か特別には考えていらっしゃるんですか。

青柳生涯学習課長　　現状は、中の内装の改修ということで考えています。

大平委員　　イメージ図ではあくまでもイメージなので、こういう感じになりますよという写真がよくありますが、例えば開放感というのが外から見ても伝わるようなものって非常に大事だと思っていまして、中はもちろん機能的でもあり、というのも問われてくると思うんですけども、市民の方に幅広く多くの方が訪れたいような、そういうスペースにせつかく改修するのであれば、やってもらいたいという思いもあるものですから、そこは全体的な計画の中で、少し設計を担当される業者さんがどういう考え方というのはありますが、市としてもやっぱりこういうせつかくいい施設整備をするということになれば、もうちょっと具体的な話を外観等も考えていたほうがいいんじゃないかなと思いますが、その点についてはいかがです。

吉澤教育委員会事務局長　　ご存じのとおり、広神庁舎につきましては、全体が複数の利用者がいるという施設でありまして、生涯学習課所管の部分について、今ほど課長が申し上げたようなことで考えているということでしたが、当然、躯体の構造に影響が及ぶようなことはいずれにしてもできないと思っておりますし、ほかの用途で使って賃貸にだしている他の利用者との兼ね合いもありますので、そこが許される範囲での魅力的な外観ということは検討するべきだと思いますけれども、いずれにしても企画政策課、あるいは管財課との協議の後に方針を出させていただきたいと思っております。

大平委員　　そのようにできる範囲となるかもしれませんが、ぜひ外観、特に色合いとか、スペースとか、形状とか、いろいろ考えられる他の自治体の建物の中で参考にすべきものがあると思いますので、それらを含めてぜひ十分な検討をお願いします。

横山委員　　文化財の展示室は非常にいいことだと思いますが、展示の部分だけではなくて、

市内の子供たちが自分たちの住んでいるところにこれだけの歴史あるものがあるということをしちゃんと学習できるスペースとして、文化財の関係の人から話を聞いたり、それからもう一つは体験ができたという、ただ観光客とか、物があるという形で見るだけではなくて、市内の子供たちがしっかりと学習のできる場を確保していただきたいと思います。先ほど大平議員から外観という話もありましたが、やはり外からの見た感じも大事だと思いますし、もう一つは、文化財資料館だというのが外からもしっかりと見える形ではないと、なかなか国道から入るにしても、どこから入るにしても見やすい場所にしていただければと思いますので、外観のこととあわせて、子供たちがしっかりと学習のできるスペースであったり、そんなところをお願いしたいと思います。

吉澤教育委員会事務局長　せっかく整備する施設ですので、当然市内の子供たちの学習にも使ってほしいというのは、私どもも同じ考えであります。施設の中に学習スペースとして設けられるかどうかは、まだ検討が必要かと思いますが、そこを契機とした学習とかということについては、十分考えたいと思っておりますし、整理作業を見学できるようにするとかというようなことも考えていますし、ワークショップ的に実際の作業をしてもらうようなこともできればいいなと思っておりますので、それらも含めて設計の中で検討していきたいと思っております。

森島委員長　これで質疑を終結させていただきますがよろしいでしょうか。本件については引き続き調査することでご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

・ふるさと納税サイト「キャッシュふる」への対応について

森島委員長　次に、ふるさと納税サイトキャッシュふるへの対応についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　既に新聞やニュースなどでの報道もあるとおりでありますし、また行政報告でも報告をしたとおりであります。この場をお借りしまして、資料も含めてお話をさせていただきたいと思います。

（資料「ふるさと納税サイト「キャッシュふる」への対応について」により説明）

森島委員長　流れについて、副部長から話がありました。何か特段ないかとは思いますが、お聞きしたいことがありましたらお願いします。（なし）これで質疑を終結させていただきます。本件については以上とさせていただきます。

・学校現場におけるヤングケアラー関連の取り組みについて

森島委員長　次に、学校現場におけるヤングケアラー関連の取組についてを議題といたします。資料が配布されておりますので、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　このことにつきまして、本定例会の一般質問でもお答えした部分と一部重複するかもしれませんが、ヤングケアラーに係る対応と、それから今後予定されています教職員向けの研修について資料を作りましたので、説明をさせていただきます。それでは学校教育課長から説明をいたします。

森山学校教育課長　総務文教委員会の場合でもご指摘がありましたように、ヤングケアラーの発見、それから対応に関わりまして、学校現場というのは、やはり子供たちが動いているのが如実にわかる場所ということもありまして、学校現場において、まず、どのような子供たちの動きがあるかということを確認していくことが重要であります。そういった面から改めまして、学校現場におけるヤングケアラーに係る対応についてご説明をさせていただきたいと思います。

（資料「学校現場におけるヤングケアラー関連の取り組みについて」により説明）

森島委員長　ヤングケアラー関連の取り組みについて説明がございましたが、これから質疑に入らせていただきます。委員の皆さんは何かございませんでしょうか。

桑原委員　資料の中間に書いてある要保護児童対策地域協議会というのは、どのような人たちの集まりですか。

吉澤教育委員会事務局長　要保護児童対策地域協議会につきましては、通称要対協と言っておりまして、虐待防止のための各連携する機関ということで、本市の場合、子ども課に子ども家庭総合支援拠点がありますが、そこが調整事務局となっております。構成する機関としては児童相談所、保健所、警察、民生委員・児童委員、それから庁内で申し上げると保健の部門、福祉の部門、学校・保育所等であります。それがケースごとに全てを招集するというのも必ずしもないわけではありますが、関わりの深い機関がケースごとに具体的なケース会議を行っているという状況であります。

桑原委員　人権擁護委員はこの中に入っていないのですか。

吉澤教育委員会事務局長　人権擁護委員もこの構成に入っております。

大平委員　資料1の丸2、3つ目の丸ポチで、教育関係者だけではなくて、今おっしゃった要対協や福祉関係の人と連携しながら支援をやっていく必要があるということが書かれているんですけども、研修会は職員向けということで、これらの関係するような方々の別途となるのか、一緒にやるのか、その関係者の方を含めた研修は考えていますか。

吉澤教育委員会事務局長　要対協も含め、児童福祉部門では、児童相談所で研修を昨年度実施したということでありますし、その対象は市町村の担当者と聞いておりますが、今回のこの資料にある教職員向けの研修というのは学校教職員向けということで、あくまでもその発見に至るまでの、漏れがないようにというか、そういう視点を持つようにというようなことで、研修をいただけるということを想定しております。

大平委員　今のは福祉や要対協の方々は、常日頃そういう研修を受けながら対応されていると、今回はそれを補うために教職員の方々に別途研修を行うということだと思いますが、ヤングケアラーというのが最近出てきた言葉だと認識しているんですけども、今までこういった要対協の方々はこの貧困や、非常に困難に囲われている家庭の状況をよく把握されていると思うんですけども、特段ヤングケアラーに位置づけられて考えてきていないんじゃないかという気もするんですが、その認識というんですか、改めてそのヤングケアラーと子供たちが置かれている状況を考えていく上で、改めて考えていくという意味では、これは今まで取り組んできた中身に加えて考えていく必要があるんじゃないかと。その辺の認識はどうなんですか。

吉澤教育委員会事務局長　要対協のケース会議などでは、家庭の状況が実際にそこに携わっている、例えば、地域担当の保健師ですとか、生活保護担当だとかということが一緒に会

議を行うことがありまして、その中では、それに類する状況の家庭であるということがわかることはあります。ただ、これまでは、それにヤングケアラーという名前がついていなかったということでありまして、そういう点では特段新しい方法をケースワーク等においてするということには必ずしもならないかもしれませんが、ヤングケアラーという言葉が広まってくるにつれて、そういう見方があるということが、いろんな機関で注意をされて見られるようになるということはいいいことだなと思っておりますし、そういう点での発見の遅れが防げるという点では、ヤングケアラーという考え方が広まってきてよかったと思っておりますし、さらに広まっていくことがいいのではないかと思います。

大平委員　　こういう関係者の方々が常日頃そういう形で対応されているので、事例も知っているし、対応することもよく熟知していらっしゃる。加えて、昨今は、学校をサポートするような人たちも、コミュニティスクールなんかも、だんだん盛んになれば、そういう方たちも含めて考えていく研修等が適当なのかわからないんですけども、非常に大事なところはこれから出てくるかなと思います。すなわち、一般の子供たちに関わるような人たちも含めて、ヤングケアラーについての認識を広めていく必要があると思われるんですが、そこら辺については今後は何か考えていらっしゃるんですか。それとも検討課題というあたりでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　　コミュニティスクール等の取り組みの中で、そういう話題が出てくるぐらいに、こう熟度が高まってくるといいとは思っておりますが、当面は、その一番発見の機会が多いであろう学校現場での教職員ということで、今年度は考えておりまして、それ以外については、また検討課題と引き続きの課題とさせていただきたいと思っております。

横山委員　　ヤングケアラーの研修会が、今年度中の8月に行われることを聞いて大変うれしく思います。ありがとうございます。それで、対面研修とオンラインということで書いてありますが、管理職、生徒指導主事、また教育相談等々、直接このヤングケアラーを学校としてどうしていくかという立場にある人たちについては、しっかりと研修を受けてほしいと思いますし、また担任の皆さんも含めて各学校でオンラインができるわけですので、大勢の教職員から研修を受けていただきたいと思いますが、その辺の手配はどのようになっているかお聞きします。

森山学校教育課長　　参加者の案内ですけれども、対象を各学校1名以上としたものにつきましては、こちらで案内する想定としましては、管理職、または生徒指導、生活指導の担当者というようなことで案内をさせていただきます。各学校で受講ということにつきましても、担任の先生を想定している部分はありますが、夏休み期間中でもあり、他の研修もある可能性もあるというようなことで、なるべく多くの方での形にさせていただいております。

横山委員　　その中に介助員の皆さんも、これは子供たちといろいろな面で直接関わったり、それから適応指導教室の人たちも関わりますので、そういう人たちもこの研修の中に入れていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。次の質問にいきます。ヤングケアラーという判断が難しいと書いてあるんですが、ヤングケアラーというのは兄弟の面倒を見たり、おじいちゃんおばあちゃんの面倒を見たり、本当にいいことをしているんですね。自分の時間を割いて面倒を見たり、自分のやりたいことをやらないで、家族の面倒

を見て、そして中学校を卒業した、高校を卒業したときに、自分が何か忘れ物をしてきたなという人たちが、今大人になっていろいろとあのときにこういう支援をしてもらえばよかったということから、ヤングケアラーを早く発見して、あなたがそんなにそこまで面倒を見なくていいから、ちょっと部活を一生懸命やっていいよとか、勉強していいよとか、じゃあ誰が兄弟の面倒を見るのと言ったら、これはさっき言った福祉部門でこういう人をつけてあげるからということが、ケアだと思ってます。反対にそこに入り過ぎて、もう学校に行くのが面倒くさくなったなと言って家に入ってしまうのが不登校気味になってしまう。そこを早く発見して、その子がその子らしい時間を使って小学5年生、6年生であれば、周りの皆さんと同じような子供時代を過ごす、中学校であれば、中学校の子供時代を過ごして大人になることが大事だということが、私はこのヤングケアラーの大事なところだろうと思いますので、さっきの長い支援と見守りというところは経済的な支援で片づけられるところは、それをやればいだろうし、いろんな支援策がまたケースによって出てくるかと思しますので、そういうような見方を長田さんがこの前の話をまたしてくれると思うんですが、しっかりと教職員の研修に役立てて、それとさっき言った要保護児童対策協議会との学校とどう連携するか、その仕組みづくりをどのように考えているか聞かせてください。

樋口教育長　横山委員のおっしゃった通りだと思いますけれども、ヤングケアラー関連の質問、それからご指摘等をたくさんいただきますが、この資料にありますように、学校は従来から生徒指導的な事案で虐待ですとか、不登校ですとか、さまざまな課題について、いち早く察知できるように学級担任を初め、校内職員が情報共有をしながら、あの子元気がないけど、最近どうなのという細やかな目で見ていこうという取り組みをしています。加えてアンケートでありますとか、従来は小学校に一人一人の面談の教育相談なんてことはなかったんですけど、最近は本当に細やかにアンケートを基にした一人一人との面談を時間をとってやっているわけです。そういう中で子供たちの生活の変化を早く捉え、元気がないけど、最近勉強に身が入らないようだけどということから、子供たちの変化を察知して原因が何なのかということを探って、支援をしていこうという取り組みをやっているわけです。そういう取り組みの中で、もし今話題になっていますヤングケアラー的な家族の世話をしているがために、なかなかほかのことに手が回らないというような状況が見てとれば、それがその際に要対協ですとか、さまざまな機関と連携をとりながら、そのケースに合った支援をしていこうというものであります。ですので、取り組み自体に大きな変化が今後あるとは思わないんですけど、従来以上に丁寧な生徒指導事案に取り組むをしていてもらいたいと思っていますが、ただ、やはりそこに従来あまりいなかった家族の世話というヤングケアラー的な視点を教職員が持ってもらうことが一番大事なと思っています。そういう取り組みの中でいち早く察知をして本当にケースごとに異なりますので、関係部局と連携をしてやれる支援を横山委員がおっしゃるように、早く実施できるような取り組みが一番大事だなと思っています。

森島委員　ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結させていただきます。本件については引き続き調査することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議がありませんので、そのように決定をさせていただきます。

・市内中学校の部活動状況について

森島委員長　次に、市内中学校の部活動状況についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　これも今議会の一般質問の答弁と一部重複する部分もあるかもしれませんが、中学校部活動の地域移行に向けたこれまでの取組と主な課題についてということで、まず前提となる国の動向、それから本市での部活動検討委員会の状況、それから課題というようなことで、3点にわたって資料を作ってまいりましたので、説明をさせていただきます。説明は学校教育課長から説明させていただきます。

森山学校教育課長　（資料「部活動地域移行に向けたこれまでの取組と主な課題について」により説明）

星委員　この魚沼市の部活動検討委員会ですが、この年表を見ると、令和2年は3回行われて、令和3年度は3回行われています。一番下には令和4年度3回程度開催予定と書いてありますが、令和2年や3年のときと違って、今抱えている課題がすごく多いと思うんですが、この回数で足りるのかお聞かせください。

森山学校教育課長　3回程度ということですが、実は2月からこれまでの間に少し空いてしまったというようなところは正直なところでありまして、何とか7月に1回目を開きたいというような形で今スケジュール調整しているところですが、そこから追っていくと3回程度になるのではないかという漠然としたスケジュール案であります。言われたように幾つも課題がありますが、それが会議をすると解決するような議題ばかりではないことも確かでありまして、それらを含めて回数と、議題の解決、議事の解決について図っていきたいと思っております。

星委員　国の方針もありますので、全てこの部活動検討委員会で決めることではないと思いますが、必要に応じてはこの開催数を増やしていただきたいと思います。答弁はいいです。

森島委員長　ご意見としてそのようにお聞きし、実施していただきたいと思います。

大平委員　3番の3つ目の地域指導者の確保育成は、議論をしてもなかなか難しい分野の内容の一つだと思うんですけれども、これは具体的に今後の会議で提言をまとめる予定と書いてあるんですけれども、一方で、具体的な確保と育成に向けて、同時並行で進めていく必要があるんじゃないかなと思いますが、今、具体的に何か取り組んでいращやることがあるんじゃないかなと思うんですけれども、そこが分かりましたら聞かせてください。

森山学校教育課長　地域指導員の確保につきましては、様々なところから取り組まなければならないというようなことで課題となっております。教育委員会では、部活動の指導員という形で地域の方々を任命をしまして、部活動の指導に、いわゆる担当の先生がいなくても部活動ができるというような、そういう立場の方を任命しておりますので、そういった取組一つ一つではないかと思っております。

大平委員　任命するというのは、どんどん進めていただきたいと思いますけれども、エンジョイスポーツクラブなどの総合型スポーツクラブなんかの取り組みで、そういう人たちに関わる人たちと、指導者育成と、それから確保についても協議しているんじゃないかな

と思いますが、ここら辺は、具体的にはどのように進めていますか。

森山学校教育課長　ご指摘のとおり、スポーツ少年団、それからNPO法人等々でスポーツに詳しい団体等もあります。私たちから考えれば、ラブコールを送ることになるかと思えます。あとはどこまで協力していただけるかは、それぞれの団体の方々から考えていただければならないと今の段階では思っております。

横山委員　大変な仕事というか、休日の部活をやってくれる受け皿をこれから見つけるのが一番大変だと思うんですが、早く情報を来年度からこうなるので、受け皿としてやっていただけませんか、スポーツ少年団であったり、例えば連盟だったり、野球協会だったり、そういうところに今の状況をきちんと流すことが大事なかと、そこが動かないことには幾ら教育委員会や検討委員会で相談していてもことが前に進まないと思うんです。そこで何が怖いかというと、保護者は来年度どうなるのか、お金の負担はどうなるのか、みんながどこかに集まるのかといった、要らぬことが大きくなってしまうので、今課題はこういう状況でこんなふうにしたいんですという、今の状況を踏まえて、各スポーツ関係の団体にまず情報共有しながら土日の部活動をみんなで一緒にやっていきたいんだけどどうだということを早くやったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、学校教育課長さんどうでしょうか。

森山学校教育課長　本日の資料で大事なものを添付しなかったのですが、部活動の検討委員会の構成メンバーの中には、先ほどのエンジョイスportクラブの代表の方や、スポーツ少年団の代表の方からも参加していただいております。その場では同じ情報共有をしてそれらが、それらの関係の団体のところにも伝わっていると認識しております。会議の中では、先ほどラブコールという言い方をさせてもらったんですが、やってもらえないかというような言い方をすると、また向こうさんも、いろいろ準備構えがありますので、それらのお願いの仕方も慎重に行いながら準備ができ次第ということで進めているところであります。言われているように、保護者の皆さんが心配されているというようなこともありますので、保護者向けにも随時連絡をそれぞれのところから出しているということでもありますので、そちらについても少しずつ取り組みを始めているというようなことで、ご理解いただければと思います。

横山委員　教育委員会、行政としてきちんとして欲しいと思っているのは、やはり受けてくれる団体だったり、土日に携わってくれた人の費用弁償がどうなっているのかということです。それから、土日の部活動で、今まで会場までの移動手段にスクールバスを使っていたけどどうなるんだろうと、保護者が送り迎えするのかしらないのかを含めて、保護者の経費負担がどうなるのかというところで、きちんと内容を作っていかないとだめかなと思うんですが、その辺の段取りも今後検討していくんでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　今ほどの横山委員からのご指摘については、全国的な課題ということで、各自治体でも頭を悩ませているところと考えておりまして、それについては各自治体での取り組みはもちろんですけれども、国等の予算づけというようなことにも関わることがあると思っております、そちらの情報も注視しております。活動場所ですとか、費用負担については、恐らくどの自治体でも考えるべきことではあるんですけれども、本市の場合は、範囲が広く、また学校規模が全体的に小さいというような課題もあるので、そこについてはその分の本市独自の問題点も加味しながら、全国的な制度の改正といいま

すか変遷にも乗っかっていくべきと考えております。

桑原委員 市内には2つの高校を持っていますけれども、義務教育じゃないのでわからなかったら結構ですが、高校にはそういう問題はないですか。

吉澤教育委員会事務局長 今般示されているのは、あくまでも中学校部活動の地域移行ということでありますので、高校については承知していないものと考えてございます。

森島委員長 これで質疑は終結させていただいて、本件については引き続き調査することでご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定をさせていただきました。

では、その他の部分で執行部から報告事項等はありませんか。

桑原総務政策部長 資料はございませんが、2点お願いしたいと存じます。1点目が市内高速道路インターチェンジの名称変更の取り組みに係る進捗状況でございますし、もう1点が10月に開催を予定しております食まちイベントの実施、この2点につきまして企画政策課長からご説明をさせていただきます。

五十嵐企画政策課長 それでは、総務政策部長から説明のありました2点について報告をさせていただきます。インターチェンジの名称変更の今の進捗状況についてですけれども、今年度に入りまして、NEXCO東日本新潟支社の担当の方も交えて、名称変更について協議を進めているところであります。本市としましては安曇野市の例をもとに、経済効果推計の算出についての業務委託の準備を始めたところでございます。それから、名称変更におきまして、協議会を設立するというような話をさせていただいておりますけれども、これも早く立ち上げたほうがいいのではないかと考えておりましたが、NEXCO東日本との協議の中では、事務担当者の調整をしっかりとした後で、立ち上げたほうがよいという結論になりましたので、この協議会につきましては、もうしばらくしてから設立になるということも併せてご報告させていただきます。それから、秋の食まちイベントの関係ですけれども、例年10月に開催しております。今年度につきましては、JAの大農業祭と合同で開催する方向で調整を進めております。具体的な日付につきましては、10月10日の月曜日、スポーツの日を考えております。まだ詳細については現在調整中ですので、また例年どおりの内容になるかと思いますが報告できる段階になりましたら、また報告させていただきたいと考えております。

吉澤教育委員会事務局長 小中学校の特別教室のネットワーク工事の入札不調についてご報告させていただきます。本年5月19日に市内小中学校のネットワーク工事全11件の入札を執行したところですが、結果的には全てで不調となりました。工事内容につきましては、アクセスポイントですとか、それからLANケーブルの延長は各学校で当然違いますが、基本的に同じ内容ということで1件不調になったら全て不調になる可能性があるということではありましたが、結果的にそのとおりになってしまったということでもあります。これを受けまして、工事内容というか仕様を精査しておりまして、それが整い次第、6月下旬から7月上旬に改めて入札の公告をしたいと考えています。

森島委員長 入札の件については、委員長として10件余りの不調だということでもありますので、その不調に終わった原因を把握して、次の入札にしっかりと対応していただきたいと思います。ほかにございませんが

佐藤議会事務局長 執行部と関連がありますので、ここで報告及び説明等をお願いしたいと思います。本田委員から以前お話がありました、生涯学習センターの今後のワークショップ

プですとか、設計工事について設計士の方と意見交換ができないかということについて、事務局で調べてみましたので、説明等させていただきます。資料として生涯学習センター設計士との意見交換についてということで一枚紙のものをお配りしています。この件につきましては、時期的にはワークショップの結果がまとまった頃、合計5回あるということで、今お知らせが出ておりますけれども、その5回でいいのか、4回がいいのか意見がまとまった頃にやれるのであれば、タイミング的にはその辺かなと考えております。ただ、基本的には意見交換というのは、ここにも書いたようにできませんので、やるとすれば参考人招致ということになります。交換ではなくて、一方的な質疑というのが一応はできると考えております。ただ、基本的にこれまで委員会の持ち方としては、執行部から来ていただいて、各委員は執行部に対しての質疑ということで対応しております。設計士の考えや意見等については、教育委員会に設計士の意見等を確認してくださいと委員会でお話し、次の委員会等で、それについて説明していただくという形がいいのかなと思っておりますけれども、一応可能性としては参考人と呼ぶということができると思っております。ただ、その際、請負契約の中に設計士と教育委員会との関係は請負契約ですので、当然業務が決まっております。その中に入らないものですから、受けるかどうかについては、設計士のご意向も当然出てくるということはお承知おき願いたいと思います。私のほうで調べた結果についての報告は以上です。

森島委員長 この件については、本田委員から委員長に一任というようなことでお話があったかと思えます。私も今の局長の説明の中で、参考人というような形ではなくて、教育委員会が窓口ですし、当然教育委員会と設計士との関係もありますので、そういう問題点があったら教育委員会にお話をし、教育委員会から設計士にお話をするというようなことで考えております。あくまでも参考人は相手が嫌だといえ、参考人は出席しなくてもいいというようなことになろうかと思えますので、私に一任というようなことでしたので、そのような考え方でさせていただければと思っておりますが、委員の皆さんよろしいんでしょうか。（異議なし）ではそのように問題と質疑があったら、教育委員会に委員会として申し上げ、そして教育委員会は回答を持って私たちの委員会に出していただくというようなことにさせていただきます。ほかに、その他でございせんか。

山之内消防長 消防本部から1点報告させていただきます。訓練の報告なんですけれども、解体中の旧堀之内子育て支援センターにおいて、消防活動訓練、震災対応の訓練を実施します。目的といたしましては、解体中の建築物を倒壊建物に想定して、要救助者を救出するための開口部を設定する技術、ブリーチングと言いますが、それを行います。重量物移動、シャッター、ガラス等の解放訓練を実施することで、地震と大規模災害発生時の災害対応能力及び救助技術のさらなる向上を目指すことを目的としております。実施日ですが、6月29日の水曜日、30日の木曜日、7月1日の金曜日、13時から16時を予定しております。

森島委員長 この後は、議会内部の議題となりますので、ここですばらくの間休憩とし、執行部からは退席願います。委員の皆さんは自席で待機していただきたいと思えます。

休 憩（16：15）

（執行部退席）

再開（16：16）

森島委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

（８）所管事務調査について

・行政視察について

森島委員長　日程第８、所管事務調査について行政視察についてを議題とします。行政視察については、以前の委員会で視察先の希望を挙げていただきました。日程と視察内容については、配付資料のとおりであります。資料について、事務局長から簡潔に説明をお願いいたします。

佐藤議会事務局長　（資料「魚沼市議会総務文教委員会行政視察行程表（案）」により説明）
事前質問をいただいて先様に投げたいと思います。回答を用意していただいた上での視察ということでしたので、７月４日までに事務局に資料の内容をご覧いただいて聞きたいことをメールで送っていただきたいと思います。７月４日の月曜日までということをお願いします。

森島委員長　今ほどの質問の事項の提出については、７月４日、月曜までをお願いしたいと思います。なお、全員が１問以上は提出していただきますようお願いをいたします。

（９）閉会中の所管事務等の調査について

森島委員長　日程第９、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出でしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。ほかにございませんでしょうか。（なし）なければ本日の会議録については委員長に一任を願います。本日の総務文教委員会をこれにて閉会とさせていただきます。

閉会（16：20）